

## 公益財団法人盛岡国際交流協会賛助会員規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人盛岡国際交流協会定款第45条第3項及び第46条の規定に基づき、公益財団法人盛岡国際交流協会（以下「協会」という。）の賛助会員の入会及び退会並びに会費の納入及び使途に関し必要な事項を定めるものとする。

### (入会)

第2条 賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を提出するものとする。

### (退会)

第3条 賛助会員を退会しようとするときは、その旨を協会に通知するものとする。

2 賛助会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は退会させることができる。

- (1) 正当な理由がなく会費を1年分以上滞納したとき。
- (2) 協会の賛助会員としてふさわしくない行為があったとき。

### (会費)

第4条 賛助会員は、次に掲げる区分により1口以上の会費を納入するものとする。

- (1) 個人会員 年額1口 1,000円
- (2) 団体会員 年額1口 10,000円

2 退会による会費の返還は、原則として行わないものとする。

### (会費の使途)

第5条 会費は、当該年度の公益目的事業に使用するものとする。

### (補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

### (改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

### 附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。